

各務原市成年後見制度利用支援事業の概要

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるがあっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても、判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度の利用が必要にも関わらず、二親等以内に親族がいない場合、他の親族が後見人を拒否した場合で、申立自体できない方に対しては、市長が申立人となり、適切な後見人等が選任されるよう、支援をします。

また、成年後見制度の利用が必要である一方で、本人等の収入、資産状況等から、審判請求費用及び後見人等への報酬の支払いが困難な方に対して、申立費用の助成及び後見人等報酬額の助成をします。

	申立費用の助成	後見人等報酬額の助成
申請者	申立人 市長申立てに限らず、本人や親族が申立を行った場合を含みます。	成年被後見人、被保佐人、被補助人 市長申立てに限らず、本人や親族が申立を行った場合を含みます。 後見人等の代理申請が可能です
支給要件	被後見人等（申立費用の場合は、被後見人等及び申立人）が以下の場合 (1) 生活保護法による被保護者 (2) 費用を負担することで、生活保護法に定める要保護者となる方 (3) 活用できる資産が乏しく、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にあると市長が認める方	
申請時期と提出期限	審判書の謄本が後見人等に到着した日から起算して1年以内に限り ます。	審判付与の審判書が後見人等に到着した日から起算して1年以内に限り ます。 毎年申請が必要となります。
対象経費	申立費用 (1) 審判請求に要した収入印紙 (2) 郵便切手代 (3) 診断書料 (4) 鑑定費用	後見人等への報酬 家庭裁判所が決定した報酬金額です。ただし、成年後見人等が民法725条に規定する親族の場合は支給の対象外です。

【助成金についての相談先】

被後見人が高齢者の場合 → 各務原市高齢介護課（電話 058-383-1779）

障害者の場合 → 各務原市社会福祉課（電話 058-383-1126）